

企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託 公募型プロポーザル
 質問・回答

No.	質問	回答
1	【1】実施要領1-2ページ目 2 プロポーザルに係る事項 「ケ 業務の遂行に当たり、県の要請に応じて即時に来庁し、業務の迅速かつ円滑な推進に必要な打合せや指示等に対応できる体制を整えていること。」について、来庁が難しい場合zoom等での対応は可能でしょうか。	原則として、県の要請に応じて即時に来庁し、業務の迅速かつ円滑な推進に必要な打合せや指示等に対応できる体制を整えてください。ただし、業務の内容等を勘案し、県が支障がないと判断する場合にはZoom等での対応も可能です。
2	【2】実施要領1-2ページ目 2 プロポーザルに係る事項 「ケ 福島県内に支店をもつ銀行であること。」について、弊社は金融機関ではありませんが、福島県内に支店をもつ銀行と連携をとっております。この場合、条件を満たしているとみなしていただくことは難しいでしょうか。	プロポーザルに参加するには、実施要領2(1)「プロポーザル参加の条件」を満たす必要があります。このため、参加申込みできる事業者は「福島県内に支店をもつ銀行」に限られます。
3	当行が提案するスキームでは、企業版ふるさと納税のプラットフォームを活用する予定です。ポータルサイトでは、主にオンラインでの寄付受付スキームを利用することになるため、クレジットカード決済やバーチャル口座決済に関する公金の取扱いについて、サービスを提供している当行提携企業を指定納付受託者に指定していただきたいと考えておりますが、可能でしょうか。	指定納付受託者の指定については、別途、業務委託予定者と県において協議が必要となり、協議の結果認められれば可能となります。具体的な協議内容は、業務委託予定者の決定後に必要に応じて伝達します。
4	プラットフォームでは、インターネットを活用し、システムやサービスの共通化を通じて、地域の発展のため、多くの寄附企業との接点を作っています。そのため、全ての製作物の著作権を貴県に帰属することは実質的に難しいと考えています。ご提案させていただく前提として、著作権譲渡の範囲を、貴県向けの個別制作物に限定させていただき、既存ノウハウは留保させていただきたいのですが、可能でしょうか。	委託業務における制作物の著作権は、福島県に帰属することとします。なお、本県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
5	プラットフォームは280程度の全国の自治体にサービスを提供しています。提出書類一覧にある「類似業務実績一覧表」について、提携企業で受託している内容を記載させていただくことは可能でしょうか。	「類似業務実績一覧」につきましては、提携企業が主体となり受託された業務であっても、貴社が当該業務の実施において何らかの形で関与している場合には、記載いただくことが可能です。その際は、業務への具体的な関与や役割を明記いただき、貴社としての実績であることが分かるように記載してください。